

民事訴訟法 (配点 40 点)

【出題の趣旨】

設問 1 (配点 10 点)

①当事者適格とは何か、その意義、②役割、③どのような者に認められるか、判断基準について説明することを求めた。

当事者適格とは、特定の請求について、当事者として訴訟を進行し、その請求の可否を判断する判決（本案判決）を求めることができる資格をいい、形式的当事者概念の下、当該事件において当事者となるべき者、なることができる者を選び出す基準であり、その者に対し本案判決をすることが無意味である者の訴訟を排除し（消極的作用）、多数人に関係ある事件につき、関係者の中からその事件につき当事者として訴訟を進行するのに最も適した者を選び出す（積極的作用）。当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべきである（最判平成 26. 2. 27 民集 68 卷 2 号 192 頁）。

そうであるとすれば、当事者適格は、「訴訟の結果にかかる重大な利益」を有する者に認められる。そして、民事訴訟が権利義務の存否の判断によって紛争を解決することに鑑みれば、訴訟物たる権利または法律関係の存否の確定について法律上の利害の対立する者、一般には、当該請求に対する勝訴の本案判決によって保護されるべき実体的利益の帰属主体であると自ら主張し、または原告から主張される者にこそ、当事者として攻撃防御の機会が保障されるべきであり、本案判決をするのが紛争の解決のために必要であり有意義である。

設問 2 (配点 15 点)

①重複訴訟の禁止（民訴 142）の趣旨、②どのような場合に重複訴訟に当たるとして不適法となるのか、事件の同一性の判断基準について説明することを求めた。

1 つの訴訟係属後、同一の事件について重ねて別訴を提起し、訴訟手続が重複することは禁じられる。重複して別訴が提起された場合には、後訴は 142 条により不適法として却下される。その制度趣旨は、第一に、同じ訴訟を繰り返すことは貴重な司法資源の無駄遣いであり、訴訟経済上望ましくないこと、相手方にとっては、同じ事件について重ねて訴訟を強いられるのは煩瑣なこと、判断内容の矛盾、抵触を回避せねばならないことにある。この趣旨からして、事件の同一性は、当事者の同一性、訴訟物の同一性により判断する。

設問 3 (配点 15 点)

①既判力とは何か、その意義、②既判力の根拠、③基準時の必要性、④基準時は何時か、また、その理由を説明することを求めた。

既判力とは、前訴確定判決の後訴に対する拘束力をいい、その根拠は、紛争解決の実効性

を確保するため、また、手続保障が与えられたことによる自己責任にある。

既判力の対象となる私法上の権利義務関係は、新たな事由が発生すれば変動するものであるが、判決はある時点での判断であり、裁判所は事実審の口頭弁論終結時までに収集した訴訟資料に基づいて訴訟物の当否を判断する。手続保障が及ぶのは事実審の口頭弁論終結時までであり、基準時は事実審の口頭弁論終結時である。したがって、既判力も基準時の権利関係について生じる。基準時後に生じた事由は既判力に拘束されず、別途、これを主張する機会が保障される（民執35Ⅱ）。他方、口頭弁論終結時以前に存在している事実や証拠は、その終結時までに提出されなければならないが、判決確定後は、当事者は提出することができず、提出しても採用されない（既判力の遮断効）。

以上